

○公害等調整委員会公示第二号

大保ダム関係鉾区禁止地域指定請求

鉾区禁止地域の指定の請求があつたから、鉾業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十二条第二項及び鉾業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年九月三日

公害等調整委員会委員長 大内 捷司

一 請求者名 国土交通大臣

二 地域の所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字田港、字押川、字根路銘、字大宜味、字饒波及び同郡東村字平良地内

三 鉾物の名称 鉾業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三条に規定する鉾物全部

四 地域の境界の表示 第二項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第一八号と第一号とを結ぶ直線

| 境界点<br>の番号     |                | 位 置    |                                                      | 備 考 |
|----------------|----------------|--------|------------------------------------------------------|-----|
| X座標<br>(+メートル) | Y座標<br>(+メートル) |        |                                                      |     |
| 1              | 七一、八六七         | 六三、九二九 | 表示の座標は、測量法<br>(昭和二十四年法律第一<br>八八号)に基づく平面<br>直角座標系による。 |     |
| 2              | 七二、二三六         | 六四、二三〇 |                                                      |     |
| 3              | 七二、四六八         | 六四、六二二 |                                                      |     |
| 4              | 七二、三九九         | 六五、〇〇三 |                                                      |     |
| 5              | 七二、七六九         | 六五、二九三 |                                                      |     |
| 6              | 七三、四五三         | 六五、九四八 |                                                      |     |
| 7              | 七三、九〇八         | 六六、〇〇四 |                                                      |     |
| 8              | 七四、〇三九         | 六六、四三二 |                                                      |     |
| 9              | 七三、三八九         | 六六、四七一 |                                                      |     |
| 10             | 七二、三五二         | 六六、〇四八 |                                                      |     |
| 11             | 七一、九八四         | 六六、〇四〇 |                                                      |     |
| 12             | 七一、六三四         | 六六、八九二 |                                                      |     |
| 13             | 七一、一八五         | 六六、八九五 |                                                      |     |
| 14             | 七一、〇六七         | 六六、九五〇 |                                                      |     |
| 15             | 七一、五四五         | 六五、七八八 |                                                      |     |
| 16             | 七〇、七〇八         | 六五、三九四 |                                                      |     |
| 17             | 七〇、五八九         | 六四、六八〇 |                                                      |     |
| 18             | 七一、三四二         | 六三、九五一 |                                                      |     |

## 五 地域図 次のおり

### 六 地域の面積 四五一・八六ヘクタール

### 七 請求の理由の要旨

1 請求地域は、沖縄県国頭郡大宜味村字田港地内の大保川水系大保川に建設中の大保ダム及び貯水池並びにそれらの周辺地域である。

2 同ダムは、沖縄振興特別措置法（平成一四年法律第一四号）及び特定多目的ダム法（昭和三二年法律第三五号）に基づき建設される、堤高七七・五メートル、堤頂長三六三・三メートルの重力式コンクリートダム形式の本ダムと堤高六六・〇メートル、堤頂長四四五・〇メートルのロックフィルダム形式の脇ダムからなり、総貯水容量は二〇、〇五〇、〇〇〇立方メートル、有効貯水容量は一九、三五〇、〇〇〇立方メートルの貯水池により、洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水の確保を目的としている。

3 請求地域の地形は、本ダム側では、標高一〇〇メートル以上の尾根部と勾配二〇〃四〇度の山腹斜面並びに幅約三〇メートルの川沿いの低地からなるく字型谷地形と脇ダム側では、標高三〇〃四〇メートル程度で平坦な逆台形状の浅い谷となっていて全体が丘陵状を呈している。

請求地域の地質は、本ダム側では、中生代白亜紀に属する名護層（千枚岩、緑色岩等）を基盤岩とし、脇ダム側では、基盤岩を覆って新生代第四紀更新世に属する国頭礫層が分布している。

4 請求地域において、鉱物の掘採が行われるならば、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水、水質の汚濁等の原因となり、完成後のダム、貯水池等の保全に支障を与えるおそれがあるので、鉱区禁止地域の指定を請求するものである。

## 八 審問の申出等

1 本件に関し、審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関し権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人）は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第八条の規定により、その氏名、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及びその理由を記載した文書を平成二一年一月三〇日までに東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。

審問についての詳細は、追って本人に通知する。

2 公聴会については、追って官報に公示する。

